

2022年8月15日

各位

会社名 株式会社 Fast Fitness Japan
代表者名 代表取締役社長 土屋 敦之
(コード番号：7092 東証プライム市場)
問合せ先 専務取締役管理本部長 高嶋 淳
(TEL. 03-6279-0861)

第12回定時株主総会における株主提案の経緯と 当社のコーポレート・ガバナンスに関する考えについて

当社は、2022年5月23日公表の「株主提案に関する書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の株主から取締役及び監査等委員である取締役選任に係る株主提案を受領し、それに対して反対意見を述べておりましたところ、2022年6月23日公表の「定時株主総会の決議結果及び役員の変動に関するお知らせ」に記載のとおり、同日開催の第12回定時株主総会において、付議しました会社提案である「第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」及び「第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件」が否決される一方、株主提案である「第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」及び「第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件」が承認可決され、同日付けにて新たな役員体制となっております。

今回、当時の役員体制の下での会社提案に対し、株主提案がされるに至った背景・経緯につきまして、改めて株主提案を行った取締役会長に確認を行いましたので、当社の株主、取引先及び従業員等のステークホルダーの皆さまに経緯、状況をご説明いたします。また、後記「2. 当社のコーポレート・ガバナンスに関する考えについて」に記載のとおり、当社は、新たな役員体制が当社の企業価値の持続的な向上、すなわち株主の皆様の利益につながり、また、当社のコーポレート・ガバナンス向上に資するものであると考えております。

なお、第12回定時株主総会における取締役及び監査等委員である取締役選任議案の議決権行使結果は、「【ご参考】2022年6月23日開催 第12回定時株主総会の結果」に記載のとおりであります。

1. 株主提案がされるに至った背景・経緯について

当社社外取締役（以下、「当社」役員である場合の「当社」は省略しております。）のうち1名は、当社と競合関係にある企業グループの関係法人の要職を数年前から、当社の2022年6月23日開催の第12回定時株主総会に至るまで兼務しておりました。当該競合企業グループは2019年2月に当社と競合する業界に参入し、2021年頃から急激に店舗数を増やしています。当該取締役が一概に競業禁止義務違反あるいは利益相反となっているとは言えないにしろ、結果として当社が運営する店舗近くに当該競合企業の店舗が店出されるケースが散見され、相応の会員が先方に流れていることは事実であります。取締役会長及び高嶋取締役は、社外取締役は業務執行取締役の利益相反や競業禁止を監督する立場であり、自身がそのような状況にあることについては一層厳格であるべきと考えており、かつ、一般株主から当該

社外取締役と競合企業グループとの関係や情報漏洩を疑われかねず、株主として当社の事業や企業価値に影響を与えかねない、と危惧しておりました。

また、取締役会長及び高嶋取締役は、指名報酬委員でありながら当該社外取締役を支持していた社外取締役2名についても社外取締役に相応しくないと考えました。よって、今回の株主総会においては当該社外取締役3名を重任しない方向で会社意見を一致させたいと考え、同年3月11日には、そのような考えを取締役会長から取締役社長に伝え、社長から社外取締役の方に会長から辞任すべきとの意見があった旨伝えました。なお、その際には、場合によっては株主として会社提案とは異なる役員選任議案を株主提案することも検討する旨も伝えております。

しかし、当該社外取締役3名は指名報酬委員会の5名の委員のうち過半数を占めていたところ、2022年4月13日に同委員会を開催し、自らを重任することを決議いたしました。そして2022年4月14日に取締役会が開催され、その指名報酬委員会決議が当時の取締役会でも承認されました。当社の株主でもある取締役会長及び高嶋取締役としては、株主総会において株主提案により会社提案の役員選任議案を否定するようなことは避けたいと考えていたため、取締役会長は、「まだ株主提案の期限（株主総会の8週間前）までに時間があり、調整が可能であるので、よく考えていただきたい」と当時の取締役会に伝えました。しかし、取締役会及び指名報酬委員会で理解を得られなかったため、2022年4月25日、やむを得ず株主提案に関する書面を株主として会社宛てに送付した、ということを経営の立場での取締役会長より聞いております。

また、当時の取締役会は、今回の株主提案は、①取締役会の任意の諮問機関として設置している独立社外取締役を構成員の過半数とする指名報酬委員会の決定及び取締役会の決定にもかかわらず、株主としての権利行使によって自身が希望する候補者を選任させようとするものであり、当時の取締役会及び指名報酬委員会の決定を反故にするものであり、また、②監査等委員である取締役として業務執行を担う取締役の職務を監督すべきであった当社取締役高嶋淳は、取締役会長が代表を務める株式会社大熊製作所に頻繁に通う等していたことから、取締役会長からの独立性が確保されていない可能性を懸念し、取締役としての適正性が不十分であると考えておりました。また、当時の取締役会は、取締役会及び指名報酬委員会による取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の選任は、コーポレートガバナンス・コードに定められた任意の指名報酬委員会による決議を尊重した正当な手続きを経ており、ガバナンス機能が十分に発揮されたものと考えておりました。そのため、当時の取締役会は、株主提案がなされれば当該社外取締役3名の重任は否決されることを承知してはありましたが、プロセスを重視した会社として正しいと考える選任議案であると主張すべき、との考えから、株主提案には反対することとし、上記①及び②の理由を当社の株主、取引先及び従業員等のステークホルダーの皆さまにもご説明するため、2022年5月23日に「株主提案に関する書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ」を公表いたしました。これに対して、現在の役員体制の下における当社の意見は、以下のとおりであります。

① 指名報酬委員会の決定及び取締役会の決定を反故にしたとの指摘について

上記「1. 株主提案がされるに至った背景・経緯について」に記載のとおり、当時、競合企業グループとの関係を疑われかねない社外取締役と当該社外取締役を支持する取締役が指名報酬委員会の多数派を占めており、自らを重任することを決議し、また、取締役会の多数派も、指名報酬委員会の当該判断を尊重して、指名報酬委員会の答申どおりの決議をいたしました。当時の取締役会は、上場企業としてコーポレートガバナンス・コードに定められた任意の指名報酬委員会によるプロセス

を重視しており、このような会社の意思決定自体は必ずしも不合理なものであったわけではありません。しかしながら、情報漏洩等の疑いを持たれる可能性を払拭し、当社の事業や企業価値に影響を与えるような事態を防ぐためには、上記の社外取締役3名に退任してもらう必要があります、会社提案と異なる候補者の選任について株主総会に諮るためには、取締役会長及び高嶋取締役としては、株主提案の手段によるほかなかったものであります。適正なプロセスを経たうえで決定された会社提案としての役員選任議案ではあるものの、前述の社外取締役3名について退任してもらうことの方が当社のために望ましく、会社提案としての役員選任議案を変更するには、株主提案による手段に訴えるほかないとの考え、経緯について、現在の取締役会としては理解を示すところです。また、結果的に株主総会で承認された株主提案による候補者による現在の役員体制は、「2. 当社のコーポレート・ガバナンスに関する考えについて」にも記載のとおり、会社提案の候補者による体制と比較しても、バランスよく各分野の資質を備えた人員を配置しております。なお、支配株主との関係においても、従前と同様に、独立性を保持した体制となっており、今後の会社運営において適正に対処できるものと考えております。

② 当社取締役高嶋淳の取締役としての適正性が不十分であるとの指摘について

取締役高嶋淳について、当時の指名報酬委員会が、監査等委員である取締役として重任することに反対した理由として、「取締役会長である大熊章が代表者を務める株式会社大熊製作所へ高嶋淳が頻繁に通っていた」との点が挙げられておりました。これは、高嶋淳が、当時、取締役常勤監査等委員の立場として、取締役会長である大熊章を含むすべての業務執行を担う取締役に対して、その職務を監督するため、積極的にコミュニケーションを取っていたことによるものであります。

また、高嶋淳は、「大熊章を監督するどころか、大熊章の利益を代弁又は擁護する言動が見受けられる」とも指摘されていますが、監査等委員である取締役の責務として、前述のとおり、大熊章に限らず業務執行を担う取締役と積極的にコミュニケーションを図り、これらの取締役の職務を適切に監督しておりました。

監査等委員は、株主に代わって業務執行を担う取締役を監督する立場にあります。この点において、これまで高嶋淳が積極的に大熊章とコミュニケーションを取ってきたからといって、それが少数株主を軽視したことになるものではないと考えております。

なお、新体制において高嶋淳が専務取締役に就任した理由は、今回株主提案の背景に、社内取締役と社外取締役及び大株主でもある取締役会長との間での意思疎通が不十分だったことがあり、執行部に入ることでそれを解消し、また協議を要すべき事項の把握をより迅速に行うことができると考えております。

2. 当社のコーポレート・ガバナンスに関する考えについて

現在の役員体制の下におけるスキルマトリックスを以下に記載いたします。現在の役員体制は、バランスよく各分野の資質を備えた人員を配置しており、今後の会社運営において適正に対処できるものと考えております。会社としてコーポレート・ガバナンスの観点から、ガバナンスは有効に機能していることを全取締役が確認しております。

但し、前体制におきましては財務・会計の専門家が2名いたことを鑑み、より体制を充実させるため、次回定時株主総会には財務・会計の専門家を1名増員することを上程すべく検討してまいります。また、本来であれば2022年6月23日開催の第12回定時株主総会后遅滞なく公表しなければならなかつ

た「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」については速やかに公表いたします。

氏名	役職	企業経営・ 経営戦略	財務・会計	ブランディ ング・ マーケティ ング	人事・ 人材育成	渉外・法務・ リスク マネジ メント	サステナ ビリティ ・ESG
大熊 章	取締役会長	○				○	
土屋 敦之	代表取締役社長	○		○	○	○	○
高嶋 淳	専務取締役		○		○		
植平 光彦	社外取締役	○		○			
山部 清明	社外取締役	○		○	○		
井上 直樹	取締役 常勤監査等委員	○	○		○	○	
井村 牧	社外取締役 監査等委員	○		○	○	○	○
杉田 就	社外取締役 監査等委員					○	

- ※1. 社外取締役の植平光彦及び山部清明、社外取締役監査等委員の井村牧及び杉田就は、独立役員であります。
 2. 大熊章、土屋敦之、高嶋淳、植平光彦、山部清明、井村牧、及び杉田就の7名は、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会のメンバーであります。
 3. 杉田就は、弁護士であります。

以上のとおり、当社は、今回の株主提案が当社の企業価値の持続的な向上、すなわち株主の皆様の利益につながり、また、当社のコーポレート・ガバナンス向上に資するものと考えております。今後、新たな取締役会及び指名報酬委員会の下で当社の企業価値向上に向けた各施策を推進し、当社の株主、取引先及び従業員等のステークホルダーの皆さまのご期待に応じてまいります。なお、当社は、新たな役員体制について取締役会を開催し、新任の取締役も含め、上記について認識を共有しております。

【ご参考】2022年6月23日開催 第12回定時株主総会の結果

(取締役及び監査等委員である取締役選任議案の議決権行使結果)

<会社提案>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、大熊章氏、土屋敦之氏、松沢一輝氏、宮本明男氏、松村はるみ氏を選任するものです。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、野副慎一氏、中島彰彦氏、田邊るみ子氏を選任するものです。

<株主提案>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、大熊章氏、土屋敦之氏、高嶋淳氏、松村はるみ氏、植平光彦氏、山部清明氏を選任するものです。

第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、井上直樹氏、杉田就氏を選任するものです。

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果	提案株主の議決権 を含む 賛成割合(%)	提案株主の議決権 を除く 賛成割合(%)
<会社提案> 第2号議案						
大熊 章	30,428	127,786	85	否決	19.22	69.17
土屋 敦之	41,159	116,486	654	否決	26.00	93.56
松沢 一輝	42,067	116,147	85	否決	26.57	95.62
宮本 明男	39,744	118,470	85	否決	25.11	90.34
松村 はるみ	37,050	121,164	85	否決	23.41	84.22
<会社提案> 第3号議案						
野副 慎一	42,093	116,121	85	否決	26.59	95.68
中島 彰彦	40,138	118,076	85	否決	25.36	91.24
田邊 るみ子	40,140	118,074	85	否決	25.36	91.24
<株主提案> 第4号議案						
大熊 章	117,224	40,989	85	可決	74.05	6.63
土屋 敦之	126,153	32,060	85	可決	79.69	26.93
高嶋 淳	116,780	41,433	85	可決	73.77	5.62
松村 はるみ	126,001	32,212	85	可決	79.60	26.58
植平 光彦	116,782	41,431	85	可決	73.77	5.63
山部 清明	116,809	41,404	85	可決	73.79	5.69
<株主提案> 第5号議案						
井上 直樹	116,789	41,425	85	可決	73.78	5.64
杉田 就	116,792	41,422	85	可決	73.78	5.65

(注) 1. 上記第2号議案から第5号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成（反対）議決数は、同一人物について、会社提案、株主提案いずれにおいても賛成（反対）票が投じられているものを含みます。
3. 本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。
4. 提案株主の議決権を除く賛成（反対）割合は、大熊 章氏、株式会社オーク、高嶋 淳氏、野村信託銀行株式会社（信託口 2052248）及び野村信託銀行株式会社（信託口 2052249）の件数の合計 114,306 個を除いて算出しております。なお、野村信託銀行株式会社（信託口 2052248）及び野村信託銀行株式会社（信託口 2052249）は、大熊 章氏の二親等内の血族である大熊 章太氏及び大熊 絢子氏がそれぞれ信託契約に基づいて委託者兼受益者として信託したものでありますが、大熊 章氏が実質共同保有者として大量保有報告書により報告されております。

以 上